

新監査公表第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 4 年 3 月 30 日

新潟市監査委員	高 井 昭一郎
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

秋葉区役所、西区役所、経済部及び各業務の関係部署

(2) 対象事務

令和3年4月から令和3年10月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 重点調査項目

契約に係る入札手続きは適正か、重点的に調査を実施する。

(2) 共通事項

- ① 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。
- ② 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。
- ③ 監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施する。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区執務室等

(2) 実施日程

令和3年11月12日～令和4年3月30日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 建設工事の前金払において、支払いが長期間にわたり遅延したもの

(西区役所建設課)

西区役所建設課では、一般国道402号飛砂防止柵修繕(その2)工事において、令和3年4月6日に業者より1,170万円の前金払の申し出を受け、本来であれば工事請負契約約款に基づき14日以内に支払わなければならないところ、その支払いが長期間にわたり遅延し、約4か月後となる令和3年8月13日に支払っていた。これは、工事担当者が業者より受領した請求書を支払担当者へ引き継いだものの、支払担当者が紛失し、令和3年7月中旬に業者からの催促を受けても支払担当者が上司に報告せずに放置した上、8月上旬に他課を通じて催促されたことで、漸く組織全体が事態を知ることとなり支払われたものである。

建設工事における前払金は「前金払の実施についての要綱」において、設計金額が250万円を超える工事に適用され、請負金額の4割を上限に前払いできることが定められている。前払金は公共工事を円滑かつ適正に施工するため、資材費の購入や労働者の確保など、工事の着工資金を真に必要とする業者が請求するものであることから、請求書の提出

があった場合には、請求を行った業者が当該前払金をすぐに使用できる状態におくことができるよう、直ちに支払いのために必要な事務処理に着手しなければならない。この度は、その手続への着手が理由もなく怠られた上に、さらに、定期的な支払状況の確認や組織としての情報共有が行われなかったことで、長期間にわたり多額の未払状態を業者に強いたことは職務懈怠といわざるを得ず、その結果、業者の資金繰りや経営に多大な影響を与えるとともに、市政に対する信頼を大きく損なうこととなった。

同課においては、二度とこのような事態を生じさせないためにも、前払金の支払遅延が業者に対して重大な影響を及ぼすおそれがあること、また本市が発注した工事の円滑かつ確実な履行を阻害するおそれがあることなど、前払金の目的や重要性を、担当者だけでなく組織全体としてあらためて認識すべきである。定期的な支払状況の確認など適正な支払事務の執行はいうまでもなく、万一このような事態が生じたとしても、迅速かつ丁寧な対応がとれる体制を構築し、失った信頼を回復することを強く求めるものである。

【合規性】

○工事請負契約約款

(前金払及び中間前金払)

第 36 条 受注者は、発注者が前金払をすることとした工事について、(中略) 前払金の支払いを発注者に請求することができる。(以下略)

2 (略)

3 発注者は、第 1 項又は前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金又は中間前払金を支払わなければならない。

○前金払の実施についての要綱

(前金払の実施範囲)

1 新潟市が発注する建設工事又は建設工事に係る設計、調査又は測量(以下「工事委託等」という。)のうち、次の各号に掲げる要件に該当する場合に適用するものとする。

(1) 設計金額 1 件 250 万円を超える建設工事

(2) 設計金額 1 件 100 万円を超える工事委託等

2 (略)

3 前払金の額は、建設工事においては請負金額の 10 分の 4 以内とし、工事委託等においては委託料の 10 分の 3 以内とする。(以下略)

イ 委託料の支出において、会計年度を跨いだ上、支払いが長期間にわたり遅延したもの

(西区役所建設課)

西区役所建設課では、一般国道 402 号飛砂等除去業務委託において、令和 2 年度 3 月分

の業務履行後となる令和3年3月31日に、業者より97万9,880円の請求書を受領し、本来であれば30日以内に支払わなければならないところ、その支払いが長期間にわたり遅延し、約7か月後となる令和3年10月29日に過年度支出として支払っていた。これは、工事担当者が業者より受領した請求書を支払担当者へ引き継いだものの、支払担当者が未処理のまま誤って処理済の書類として保管し、令和3年9月上旬に業者からの催促を受けても9月下旬まで上司に報告せずに放置した上、予算措置のための他課との協議にもさらに一月を要して漸く支払われたものである。

地方公共団体における支払遅延の防止については「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されることから、業務履行後に業者から請求があった場合には、法定の期間内に必ず支払わなければならない。また、地方自治法では「会計年度独立の原則」が定められており、各会計年度において支出すべき経費は、その年度の出納閉鎖日までに支払わなければならない。この度、適時の処理がなされないまま出納閉鎖日を漫然と徒過してしまっただけでなく、出納整理期間における支払状況の確認や組織としての情報共有が行われなかったことで、翌会計年度開始からさらに7か月間という長期間にわたり未払状態を業者に強いたことは職務懈怠といわざるを得ず、その結果、業者の信頼を損なうだけでなく、本市の決算にも影響を与えることとなった。

同課においては、二度とこのような事態を生じさせないためにも、長期間にわたる支払遅延が業者に対して影響を及ぼすおそれがあること、また年度を跨いだ支出が本市の決算にも影響を及ぼすおそれがあることなど、支払事務の重要性を担当者だけでなく組織全体としてあらためて認識すべきである。定期的な支払状況の確認や出納整理期間における最終確認というまでもなく、万一このような事態が生じたとしても、迅速かつ丁寧な対応がとれる体制を構築し、失った信頼を回復することを強く求めるものである。

【合規性】

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(支払の時期)

第6条 第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日(以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

(この法律の準用)

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

○地方自治法

(会計年度及びその独立の原則)

第 208 条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

(出納の閉鎖)

第 235 条の 5 普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもつて閉鎖する。

(2) 注意事項

注意事項とした事務処理誤り等（総件数 42 件）について、類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること（11 件）

- ・督促状の未発送
- ・調定額の誤り

イ 現金取扱事務に関すること（4 件）

- ・手書き納付書の連番管理不徹底
- ・窓口収納金の不一致

ウ 支出事務に関すること（8 件）

- ・支払額の誤り
- ・週休日の振替誤り、時間外勤務手当の支給誤り

エ 契約事務に関すること（7 件）

- ・再委託承認の手続き漏れ
- ・入札関係書類の不備

オ 指定管理事務に関すること（2 件）

- ・指定管理料の支払遅延
- ・再委託承認の手続き漏れ

カ 補助金・負担金の事務に関すること（1 件）

- ・補助金交付決定通知額の誤り

キ 財産管理事務に関すること（9 件）

- ・使用料等の算定誤り
- ・行政財産使用許可の未実施・遅延

8 意見

組織として財務事務の重要性に対する認識が欠如していたことについて

(西区役所建設課)

西区役所建設課では、前述のとおり指摘事項として整理した重大な支払遅延が2件検出されたところであるが、そのほかにも、収入事務では督促の未実施や調定の遅延、契約事務では物品の分割購入、補助金交付事務では交付決定通知書における金額の記載誤り、財産管理事務では行政財産使用料の算定誤りなど、一つ一つは重大とはいえないまでも、将来的に重大な影響を及ぼすおそれのある事務処理誤りが多数検出された。

また、同課においては、前回の定期監査で監査委員より改善措置を求められた事務処理誤りに対して、複数人による確認の徹底や職場内研修の実施などといった再発防止措置を報告していたが、十分な措置が講じられておらず、是正されないまま、本監査においても同様の誤りが多数検出されている。さらに、同課が令和3年度当初に設定した内部統制における重点リスクは、窓口での現金取扱事務のみであり、そのほかの財務事務における不適正な事務処理や法令等の遵守の徹底に対する対応策が十分に講じられておらず、内部統制が有効に機能していない状況でもあった。

前回の定期監査において監査委員より改善措置を求められ、これに対応する再発防止措置を報告していたにもかかわらず結果的にはかばかしい改善の成果が得られなかったこと、内部統制が有効に機能していない状況であったとみられることなどから、組織として財務事務に対する重要性の認識が欠如していなかったのかどうかという点に疑念の目を向けざるを得ない。指摘事項として整理した重大な支払遅延がほぼ同時期に2件も起きたことは、そうした認識の欠如の延長線上にある結果だという側面がある。

こうした一連の事態が生じたことは、同課に所属する職員たちの日頃の地道な努力の積み重ねへのまっとうな評価をも覆すおそれがある。さらにいえば、そのことは、新潟市全体の職員への評価にも負の影響を与えかねないものであり、いわば「九仞の功を一簣に虧く」結果にもなりかねない。

同課においては、本監査において顕出された職務怠慢や非違行為を猛省し、支払事務をはじめとした財務事務全般に対する重要性に改めて思いをいたし、組織としての取組の仕方を組み立て直すべきである。また、内部統制の整備に当たっては、日常事務に潜むリスクを十分把握し、正しく評価し直した上でその対応策をきちんと打ち立てることを目指すべきである。そのようにして、組織全体として適正な事務の執行が徹底される体制の整備に向けて直ちに着手し、所属する職員が市民のために心おきなく尽力することのできる職場環境を早期に確立するよう努めることを、強く要望するものである。